



アメリカ2012年農業法をめぐる 最近の状況

農林水産政策研究所 国際領域
吉井邦恒

報告事項

1. 農業・農家経済の状況
2. 主要農業政策の概要
3. 2012年農業法をめぐる動き

注. 本報告は2011年9月20日現在の情報に基づくものであり、確認が十分にできていない部分があることに留意されたい。

1. 農業・農家経済の状況

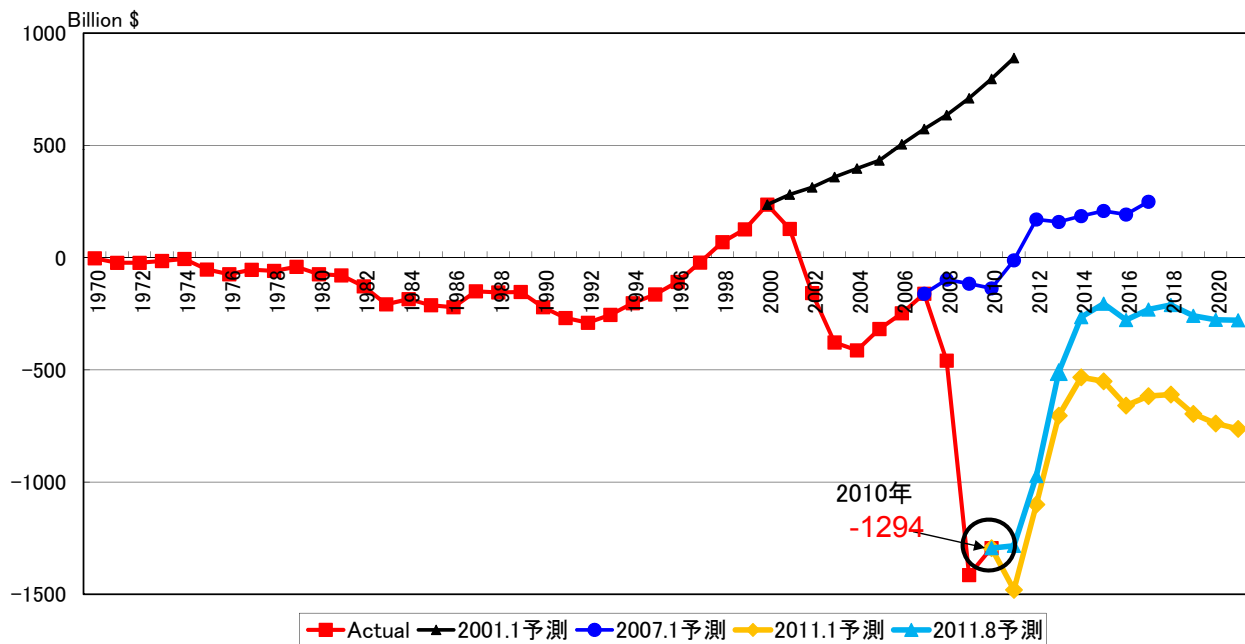
3

1-1 農業・農家経済の状況(項目)

- 財政状況
- 農業構造・農業所得
- 農産物価格
- 政府支払い
- WTO

4

1-2 連邦政府の財政状況(予測)



資料:CBO,The Budget and Economic Outlook.

5

1-3 農業関係予算の内訳

(単位:百万ドル, %)

	栄養	農産物	作物保険	環境保全・森林	試験研究	その他	合計
2010	93,829	14,647	4,862	9,162	2,639	6,406	131,545
(構成比)	71.3	11.1	3.7	7.0	2.0	4.9	100
2011予測	105,309	15,807	7,069	11,779	3,285	10,565	153,814
(構成比)	68.5	10.3	4.6	7.7	2.1	6.9	100

資料:USDA, FY 2012 Budget Summary and Annual Performance Plan .

6

1-4 日米の農業比較(2009)

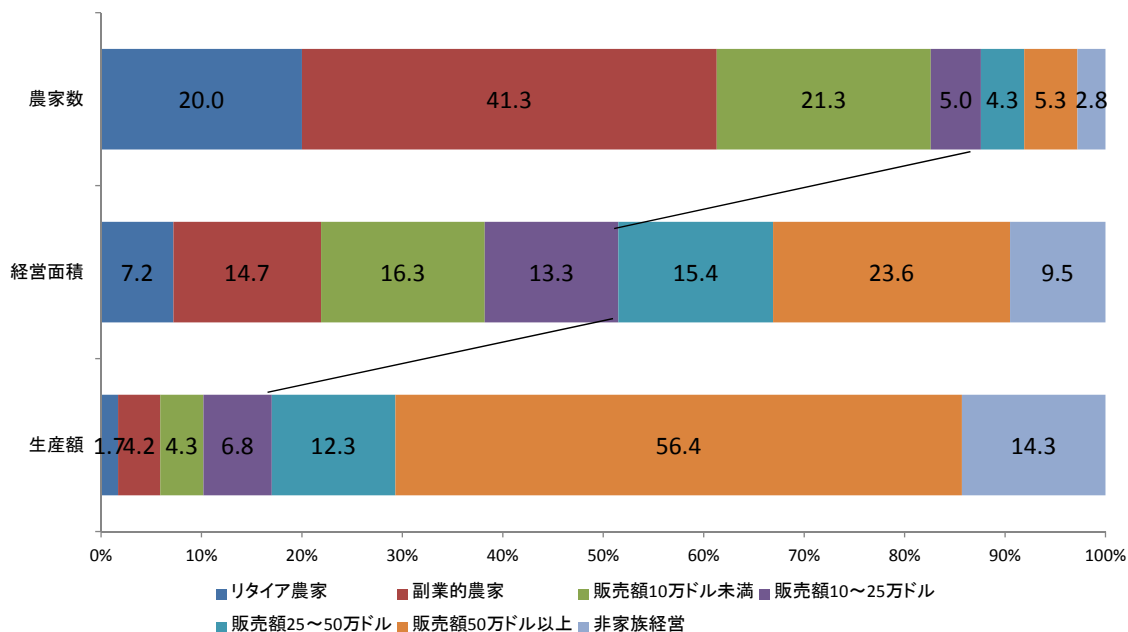
	日本	アメリカ
農家戸数	販売農家 170万戸 (主業農家 34.5万戸)	219万戸
農地面積	販売農家 2.2ha (主業農家 5.3ha)	169ha (耕地面積 74ha)
農業所得	販売農家 104万円 (主業農家 438万円)	20,544ドル (192万円)
農業産出額	8.0兆円 作物68% 畜産31%	27.0兆円 作物58% 畜産42%

資料:農林水産省『農業構造動態調査』、『農業経営統計調査』、『生産農業所得統計』。USDA/NASS,ERS

注. 1ドル=95.37円で換算(2009年,IMF)

7

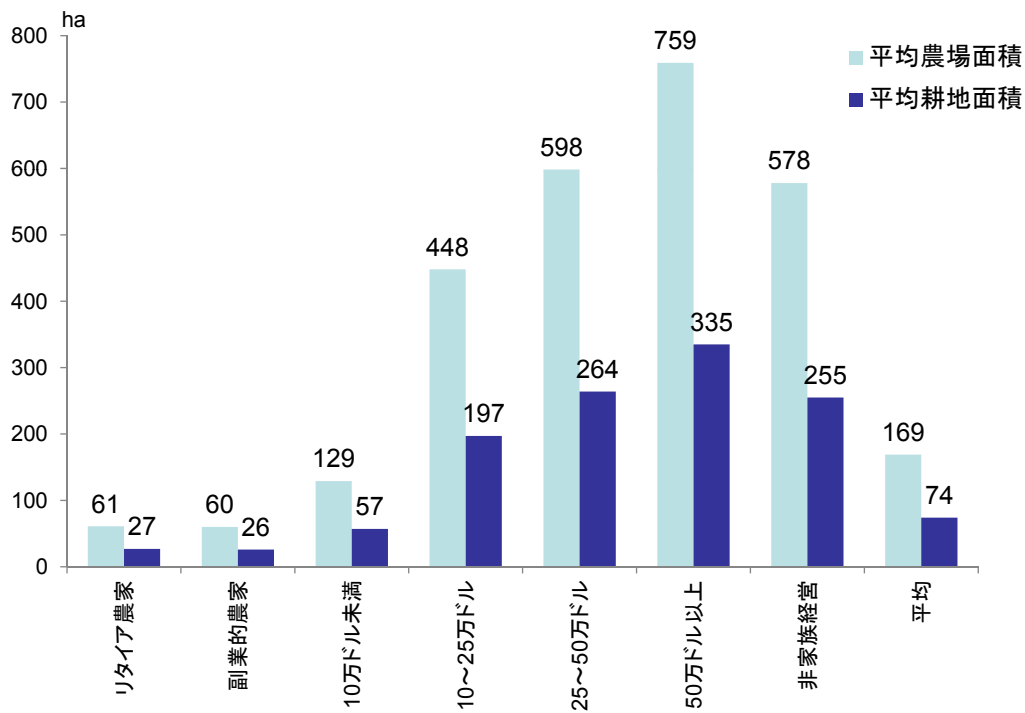
1-5 農家類型別の農業構造(2009)



資料:USDA/ERS

8

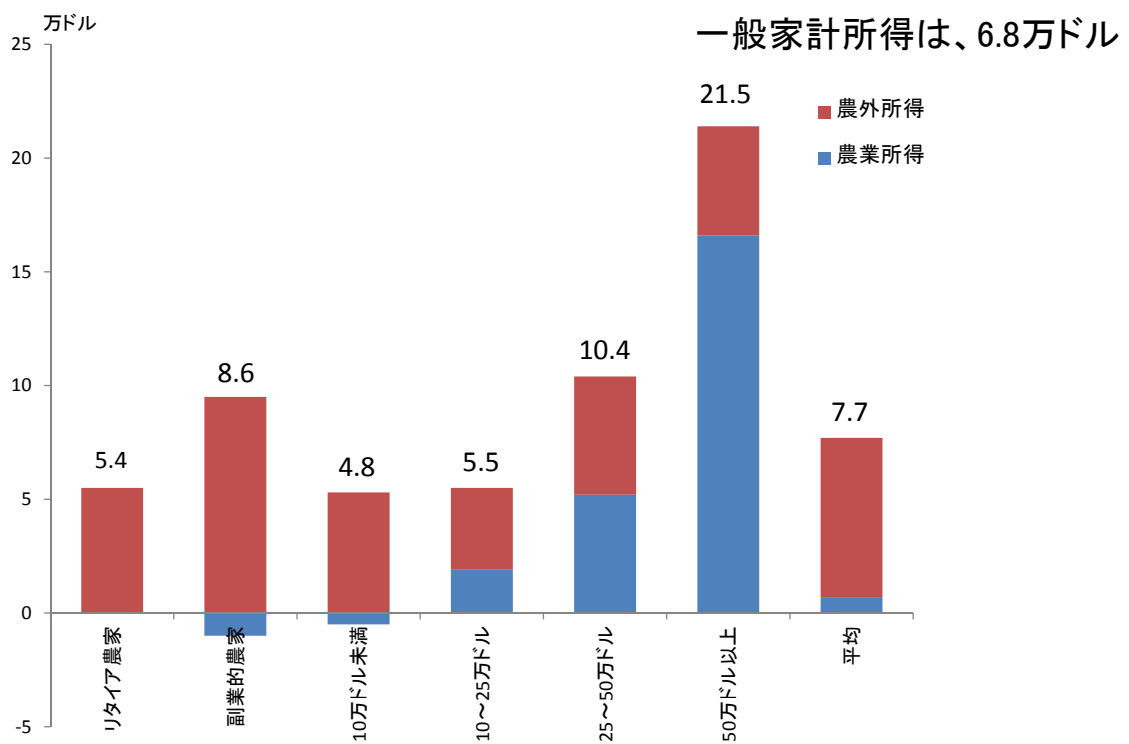
1-6 農家類型別の平均農場面積(2009)



資料: USDA/ERS

9

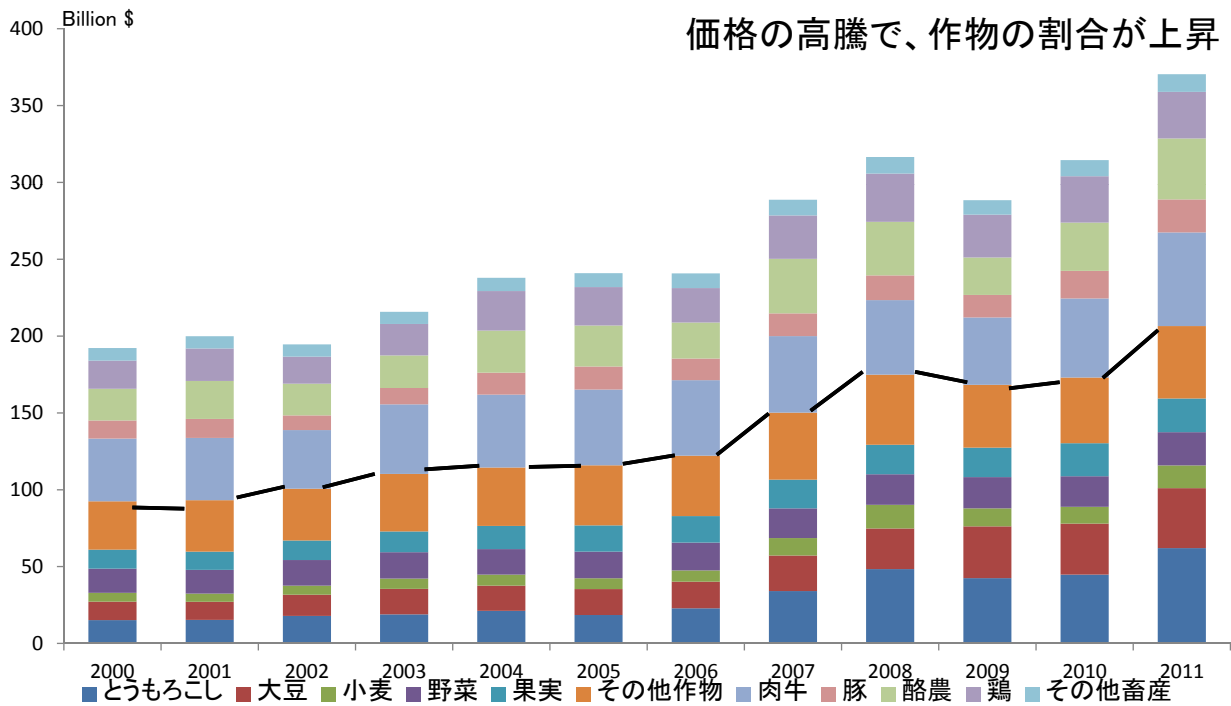
1-7 農家類型別の平均農家所得



資料: USDA/ERS

10

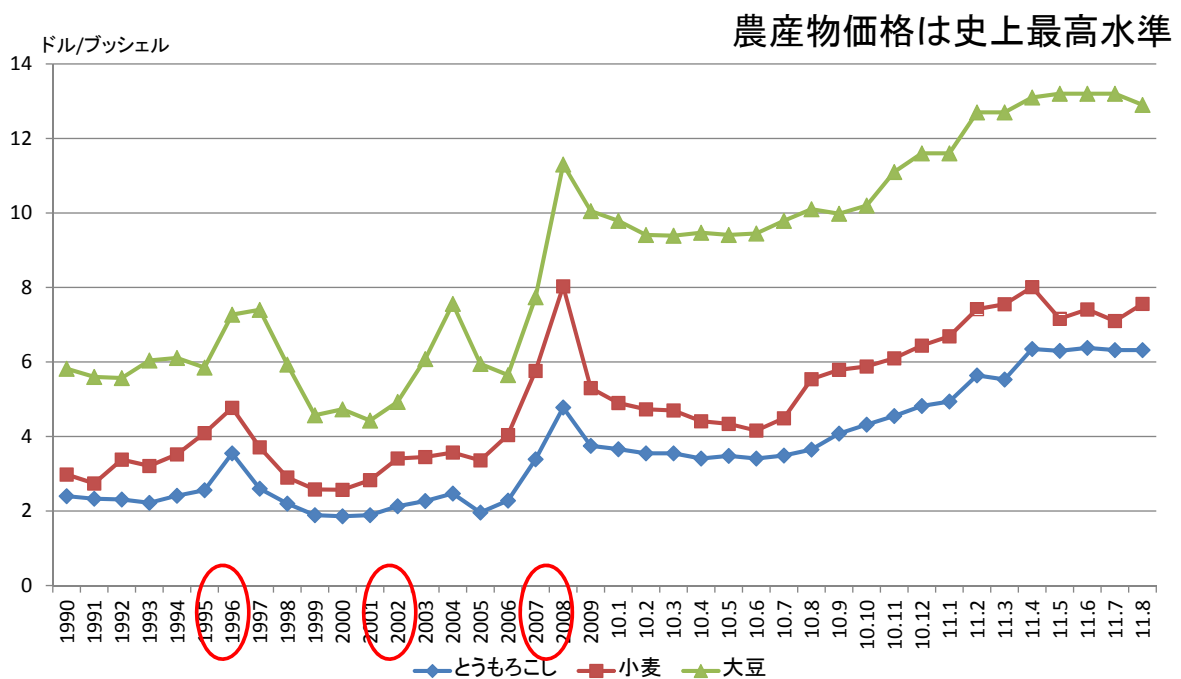
1-8 農業産出額の推移



資料: USDA/ERS

11

1-9 主要農産物の農家受取価格

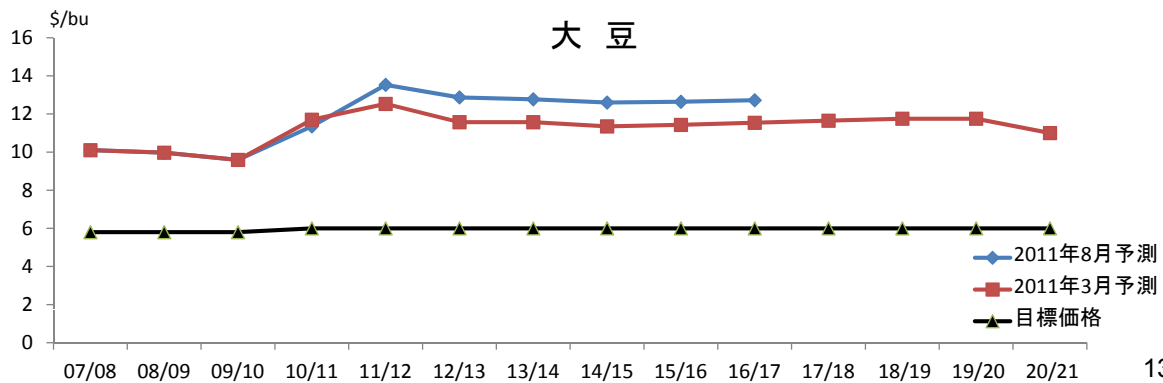
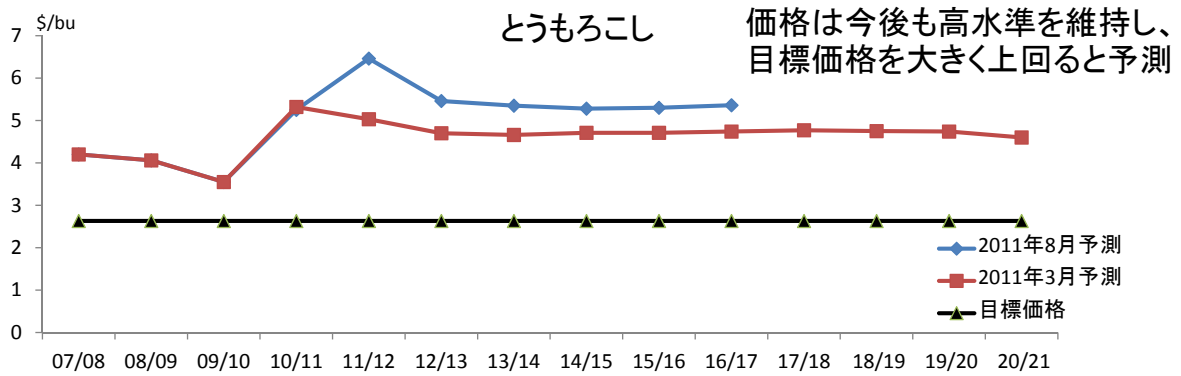


資料: USDA/NASS

注. 2009年までの価格は毎月の価格を単純平均したもの

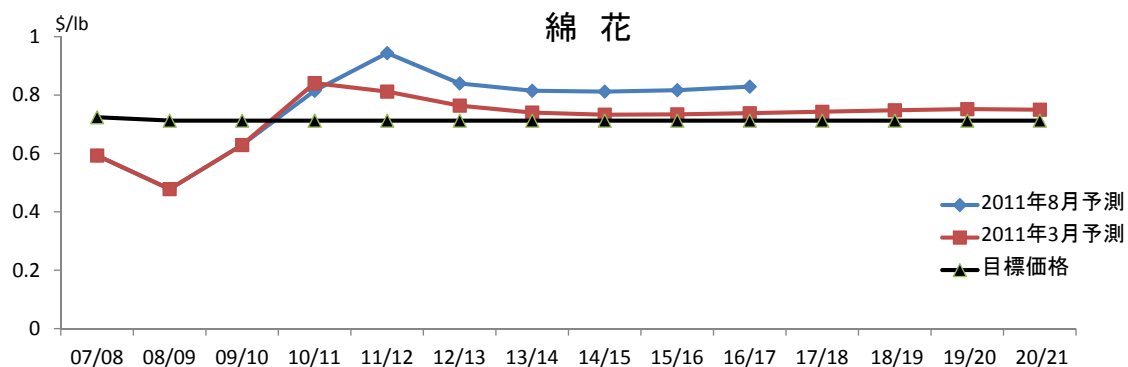
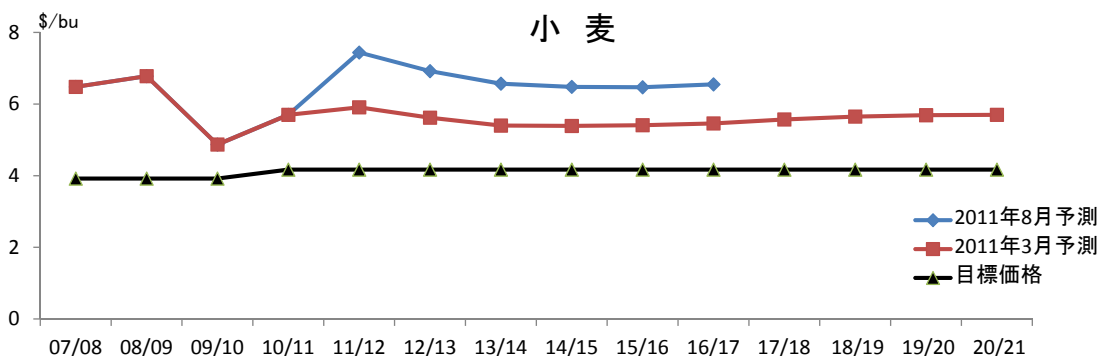
12

1-10 FAPRIの価格予測①

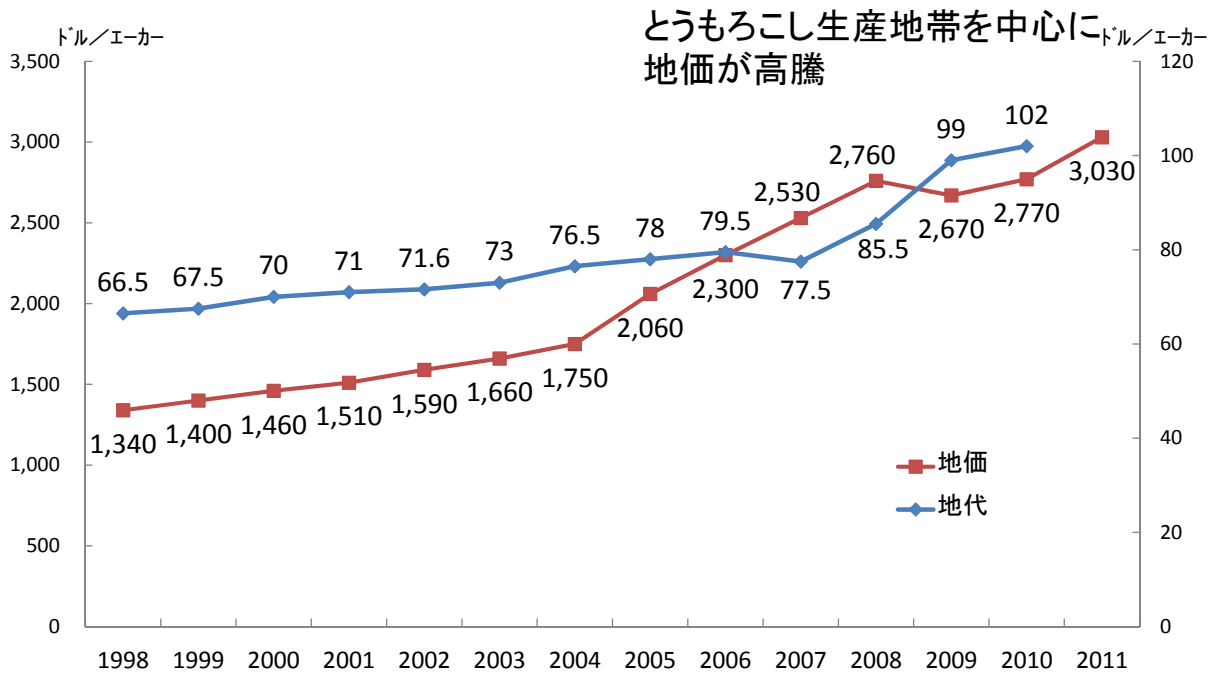


資料: USDA/NASS, FAPRI

1-11 FAPRIの価格予測②



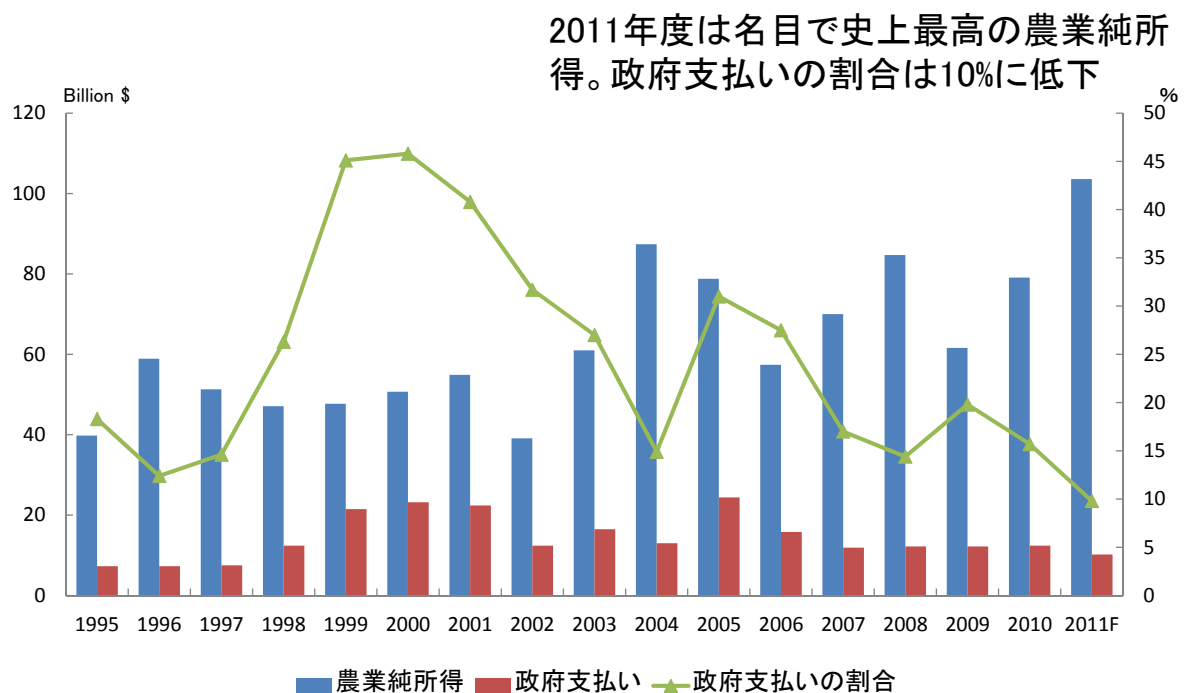
1-12 農地の価格と地代



資料: USDA/NASS

15

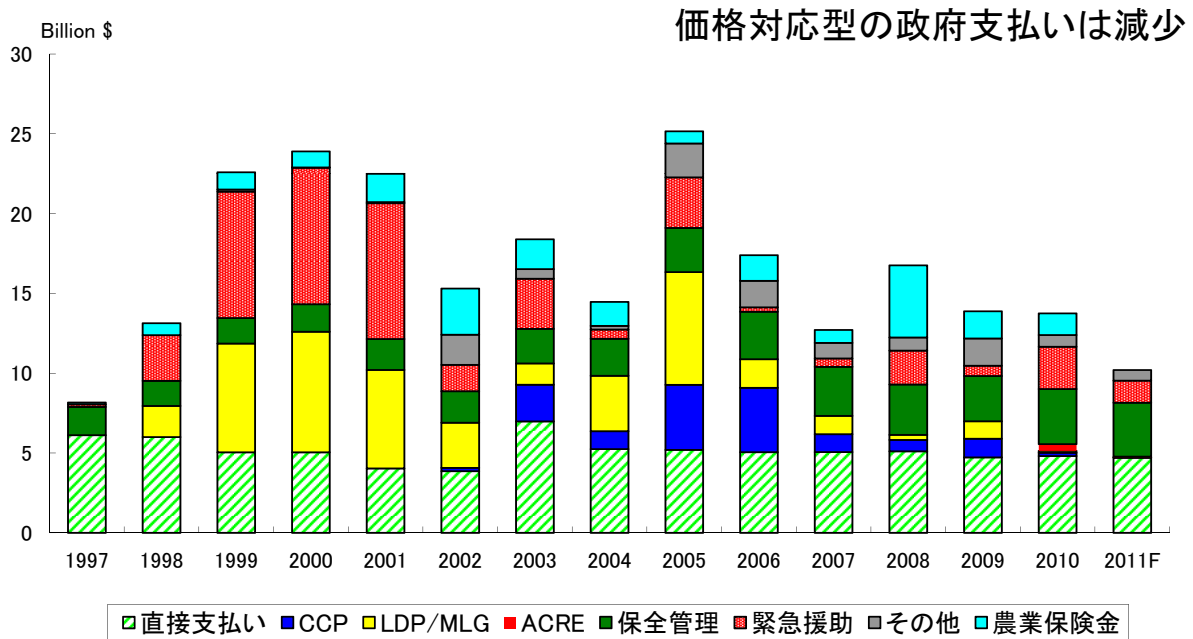
1-13 農業純所得と政府支払いの推移



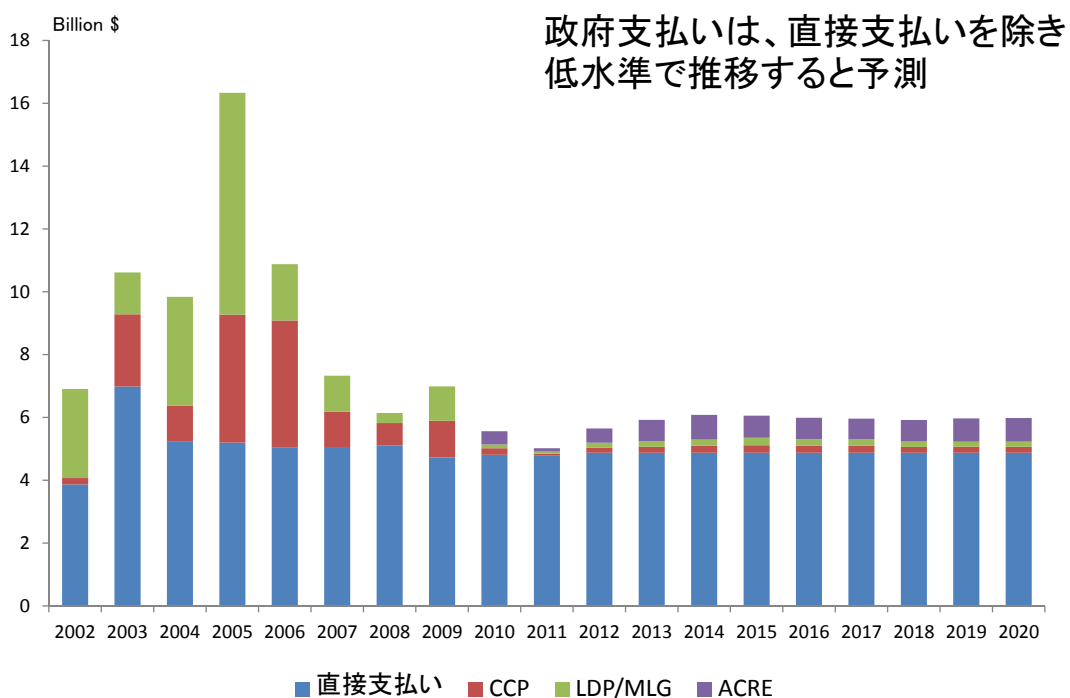
資料: USDA/ERS

16

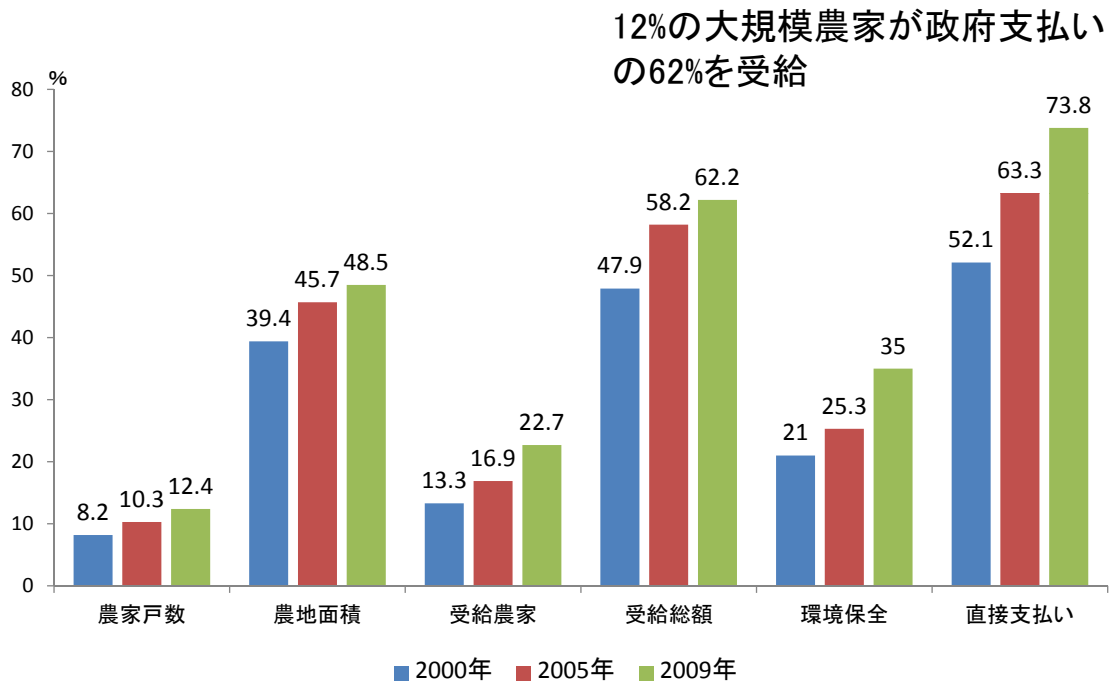
1-14 政府支払いと農業保険金の推移(実績)



1-15 FAPRIの政府支払い予測(2011年3月版)



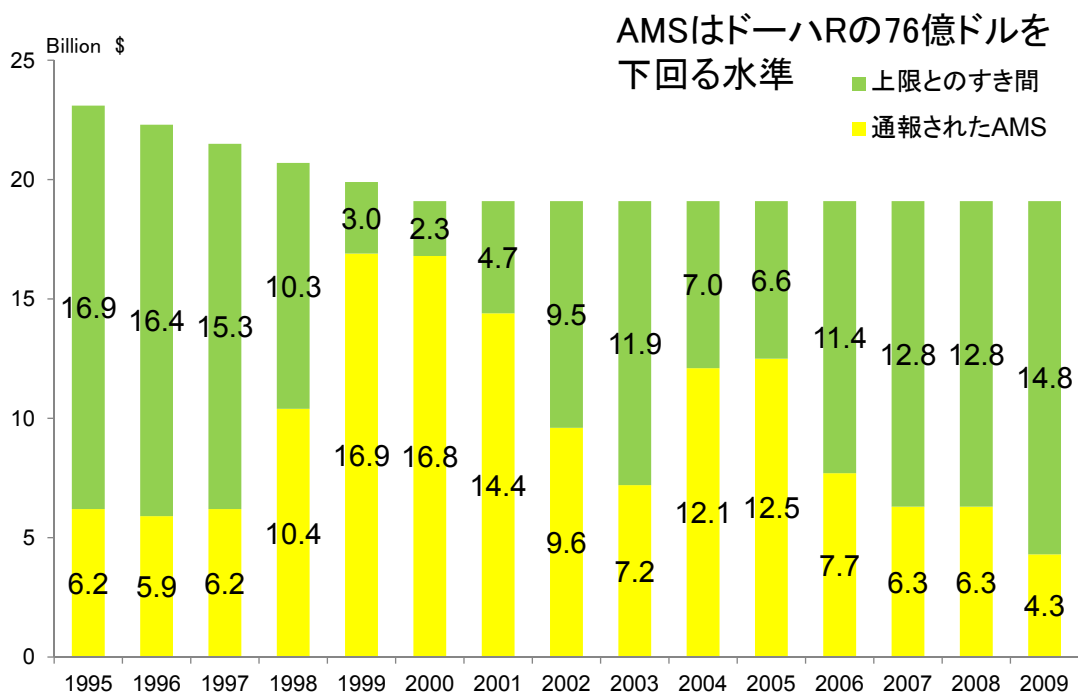
1-16 大規模農家のシェア



資料: USDA/ERS

19

1-17 AMSの通報状況



資料: WTO

20

1-18 農業・農家経済の現状(まとめ)

- 2011年度は**史上最大の財政赤字**。今後も厳しい財政状況
- 農産物価格は2009年に下降ないし横ばいで推移したが、**2010年以降、史上最高またはそれに準ずる水準に高騰**。今後も高水準が続く見込み
- **農業純所得(名目)は、2011年には史上最高となる見込み**。農業純所得に占める政府支払いも10%程度。特に**価格低下に対応する政府支払いが減少**
- 農業産出額に占める耕種作物の割合が増加。農地価格・地代も高騰
- 農家戸数で12%にすぎない**大規模農家が政府支払いの6割以上**を受給
- WTOへ通報される**AMSは2006年以降低水準**

21

2. 主要農業政策の概要

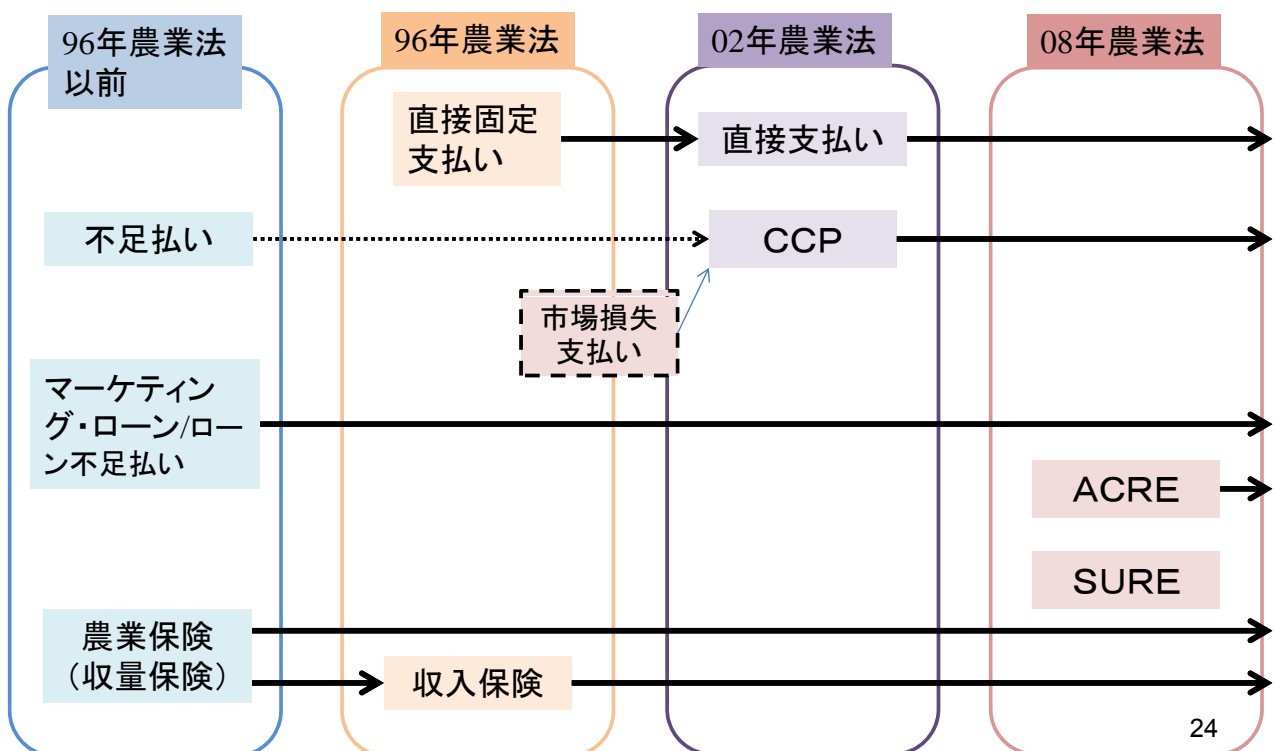
22

2-1 本報告で取り上げる政策プログラム

- 価格所得・経営安定プログラム
 - 直接支払い(DP)
 - 価格変動対応型支払い(CCP)
 - マーケティング・ローン/ローン不足払い(LDP/MLG)
 - ACRE
 - 農業保険
- 栄養・食料援助プログラム
- 環境保全プログラム

23

2-2 価格所得・経営安定プログラムの推移



24

2-3 主要プログラムとWTO農業協定

プログラム	WTO農業協定上の分類	通報額 (2009)
直接支払い	緑(生産に関連しない 収入支持)	5,222
価格変動対応型支払い	非産品特定のAMS	221
マーケティング・ローン/ ローン不足払い	削減対象	118
ACRE	削減対象	447
農業保険	非産品特定のAMS	5,426
栄養・食料援助	緑(国内食料援助)	78,796
環境保全	緑(環境支払い)	4,419

出典: WTO, 'G/AG/N/USA/80'

25

2-4 直接支払いの概要

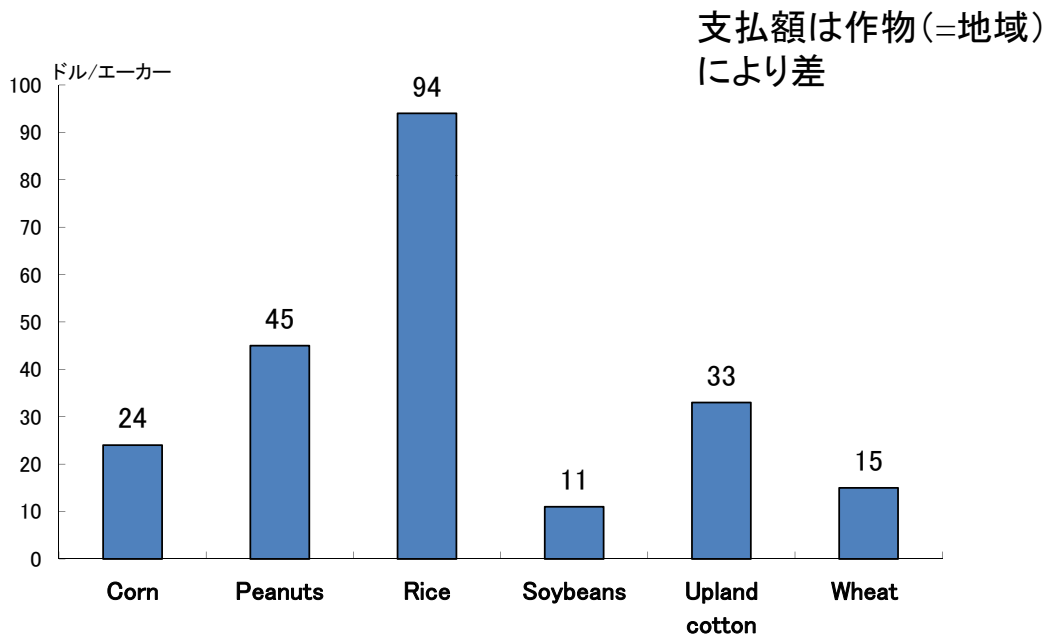
- 1996年農業法により、直接固定支払いの導入
 - 「不足払い+生産調整」から「直接固定支払い+作付け自由化」へ
 - 1回契約で1996~2002年度まで毎年度支払い(段階的に削減)
- 2002年農業法により、「直接支払い」が恒久化
 - 単年度契約で2002~07年度まで、毎年度支払い
 - 支払対象作物(大豆等)の拡大と支払単価を引上げ
 - 一回限りとして基準面積と平均収量の更新を実施
- 2008年農業法でも直接支払いは継続
 - 支払額は減額(2009~11年まで2%削減 支払割合85%→83.3%)

$$\text{支払額} = \text{基準面積} \times 0.833 \times \text{平均単収} \times \text{支払単価} \times \text{シェア}$$

(過去の作付面積) (過去の単収) (法定)

26

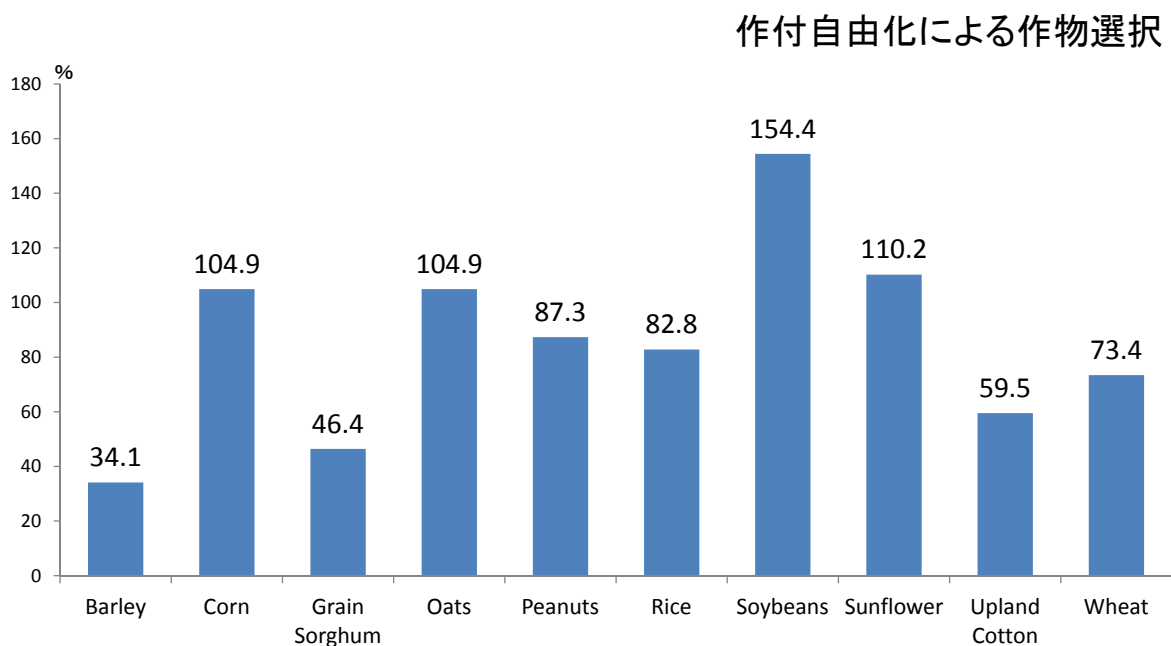
2-5 単位面積当たり直接支払額



資料: USDA/FSAの資料から報告者が計算

27

2-6 基準面積と作付面積の割合(2010)



資料: USDA/FSA, NASS

注. 図中の数値は、作付面積を基準面積で割って%表示したものである。

28

2-7 価格変動対応型支払いの概要

- 2002年農業法により、価格変動対応型支払い(Counter-Cyclical Payments)を導入
 - 作物別に目標価格を設定し、当該年度の市場価格またはローンレートの高い方に直接支払いを加えた額が、目標価格を下回った場合に、その差額を補てん
 - 過去における作付作物の生産実績に基づく支払い

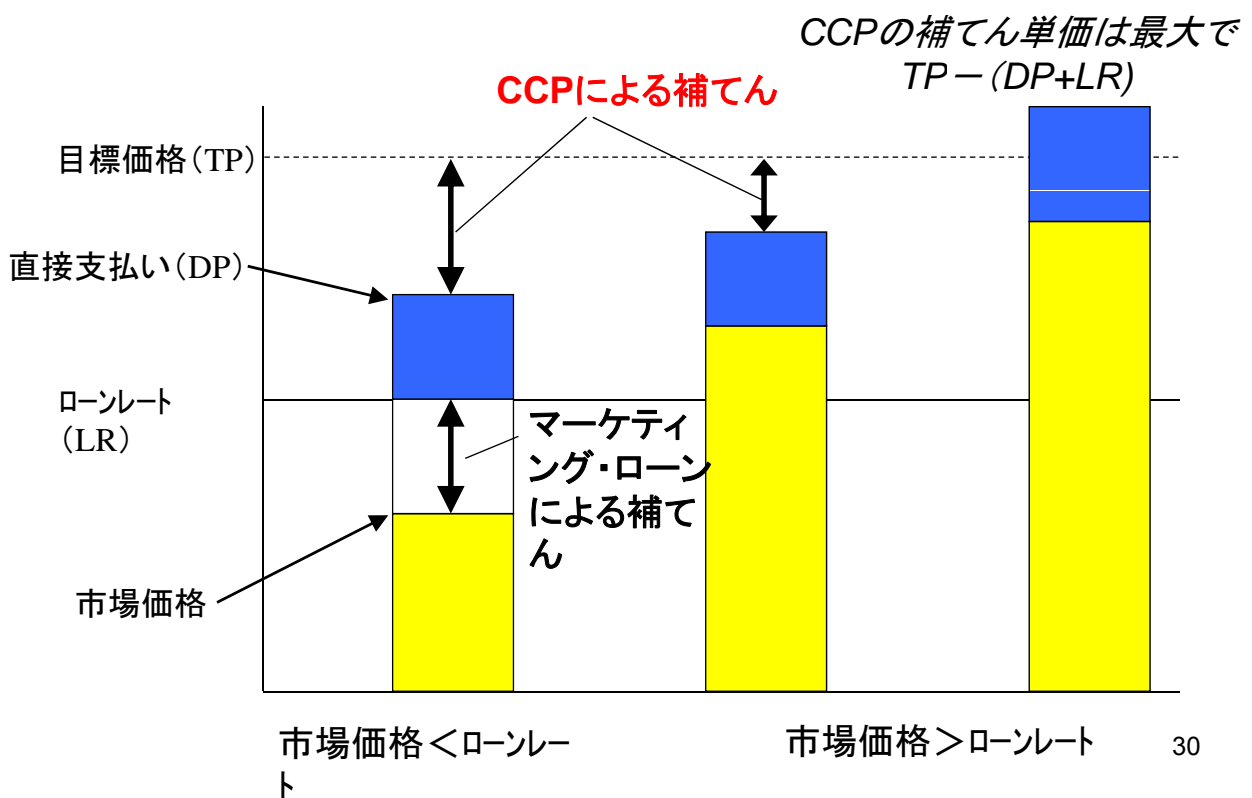
$$\text{支払額} = (\text{基準面積} \times 0.85) \times \text{平均単収} \times \text{CCP単価}$$

(過去の作付面積) (過去の単収)

- 不足払いに類似しているが、「純粋な不足払い」とは異なる
- 2008年農業法によるCCPの変更
 - 目標価格のリバランシング(2010年度から)
 - ✓ 小麦、大豆等は引き上げ、綿花は引き下げ
 - 2009年度以降の対象作物の拡大による基準面積、支払単収の調整

29

2-8 CCPの仕組み

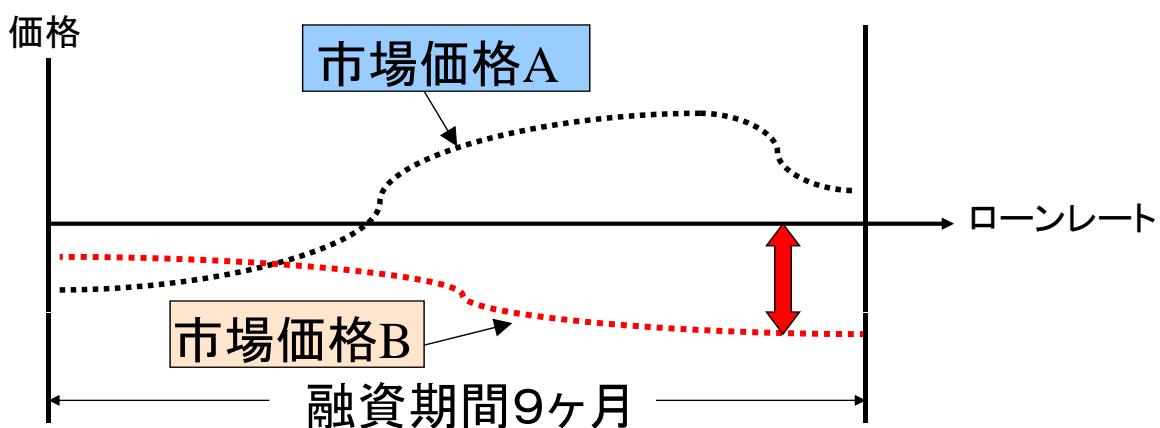


2-9 マーケティング・ローンの概要

- 農産物を担保に、過去の平均市場価格等に基づき設定された融資単価(ローンレート)で短期融資(最高9ヶ月)を受けることができる制度
- 融資返済時に、**市場価格**(county loan rateに輸送費を考慮して算定)が**ローンレートよりも低い**ときには、
 - 担保を引き渡すことにより、融資の返済義務が免除
 - 安い市場価格で買い戻し返済(後に市場で売却)
→**ローンレートが最低販売価格として機能**
- 価格支持融資の資格者が短期融資を受けない場合には、ローンレートと市場価格の差が支給される**ローン不足払い(LDP)**が適用

31

2-10 マーケティング・ローンの仕組み



☆価格Aのケース
市場で農産物を販売し、融資を返済

☆価格Bのケース
①農産物を引き渡して融資の返済免除、②市場価格で買い戻し、市場で売却

①、②ともLR-MP分の返済は免除

32

2-11 ACREの概要①

■ 2008年農業法により導入された収入変動対応型支払い

ACRE: Average Crop Revenue Election)

- 当該州の過去5中3年平均収量に過去2年の全国平均販売価格を乗じて得られる州ベースの収入額の90%を保証(2011年度は09及び10販売年度の平均価格)。支払いは現行の作付面積ベース(DCPの基準面積が上限)
- 支払いを受けるためには、州ベースと農家ベースの両方の発動要件を満たす必要
- ACREを選択すると、DPが20%減額され、ローンレートも30%引き下げて適用。従来 of 価格ベースのCCPに加入できない
- 2009年度以降選択可能だが、一度選択すると、08年農業法期間中は変更不可
- 支払いは販売年度の価格を用いて算定されるため、収穫の約1年後(2009年度分の支払いは2010年秋以降)

33

2-12 ACREの概要②

■ ACREによる支払額計算

- 州ベースの発動基準
 - 州収入保証額 = 州基準単収 × 過去5中3年平均 × 全国平均販売価格 × 90%
 - 州実績収入額 = 州実績単収 × max[全国平均販売価格, ローンレート × 70%]

州収入保証額 > 州実績収入額 ☆1
- 農家ベースの発動基準
 - 農家基準収入額 = 農家基準単収 × 過去5中3年平均 × 全国平均販売価格 + 農業保険の保険料
 - 農家実績収入額 = 農家実績単収 × max[全国平均販売価格, ローンレート × 70%]

農家基準収入額 > 農家実績収入額 ☆2

34

2-13 ACREの概要③

■ ACREによる支払額計算(続き)

- 「州ベースの発動基準(☆1)」と「農家ベースの発動基準 (☆2)」の両方を満たすときに、ACRE支払いが行われる

ACRE支払額

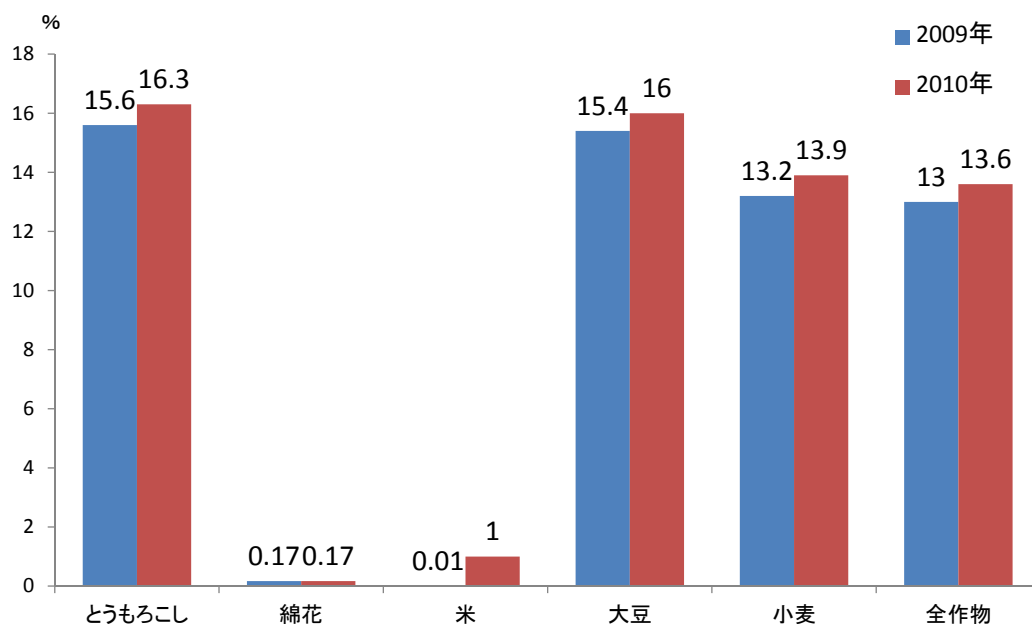
$$= \text{支払単価} \times (\text{農家基準単収} \div \text{州基準単収}) \times (83.3\% \times \text{農家作付面積})$$

$$\text{支払単価} = \min[(\text{州収入保証額} - \text{州実績収入額}), \text{州収入保証額} \times 25\%]$$

- 州収入保証額は、前年から10%を超えて変動しない

35

2-14 ACREの面積加入率

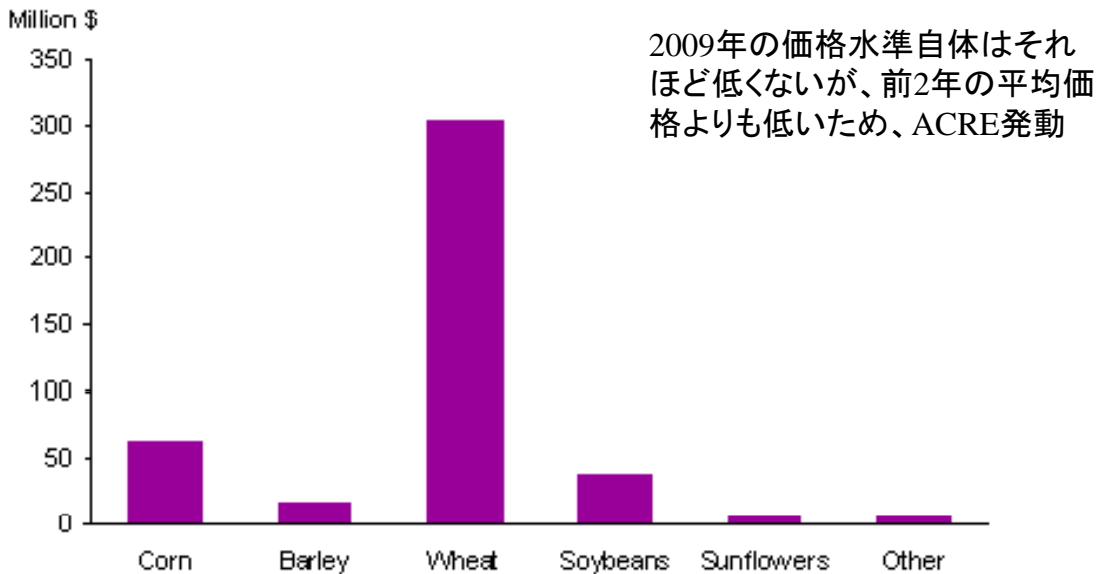


資料:USDA/FSA

36

2-15 ACREの2009年度の支払額

ACRE program payments for crop year 2009/10f



Sources: Compiled by USDA, Economic Research Service, from USDA, Farm Service Agency and USDA, National Agricultural Statistics Service data.

37

2-16 農業保険の概要

■ 作物保険(収量保険)

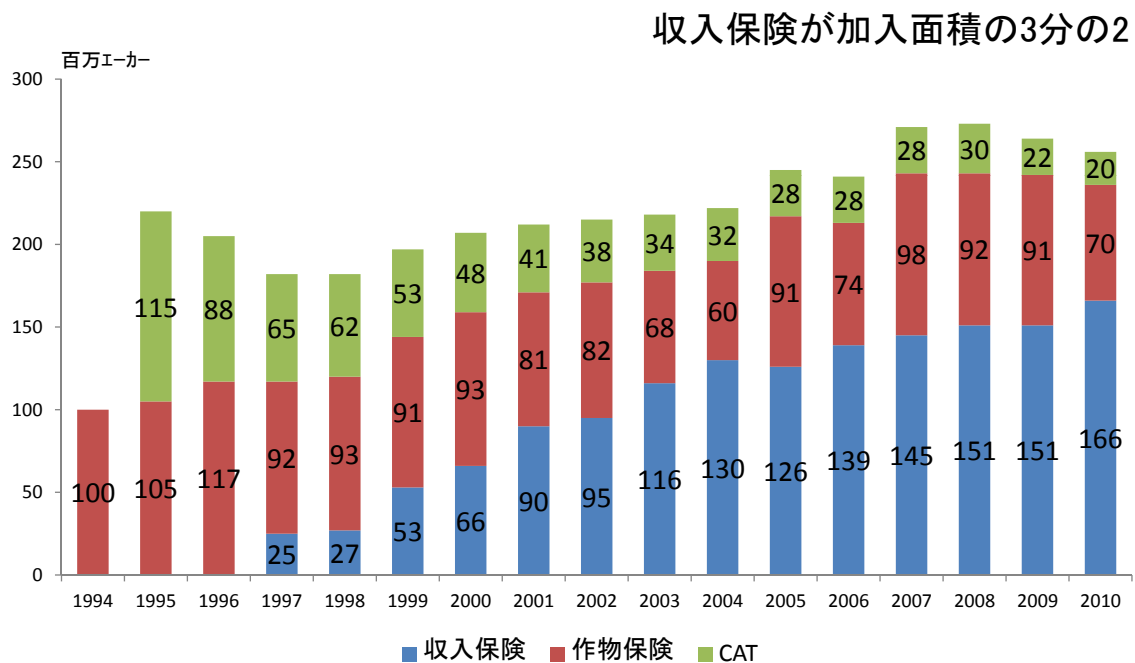
- 自然災害等による**収量の減少**を保証
- 保証価格は、2011年から**作付前先物価格**
- 穀物、油糧種子、果樹、野菜、工芸作物等を対象
- CAT(足切り5割で保険料負担なし)の選択可能

■ 収入保険

- **収量の減少**または**価格の低下**による**収入の減少**を保証
- **先物価格を活用**(作付前先物価格、収穫時先物価格)
- 2011年から作物単位の**収入保険は2プログラムに統合**(収穫時の価格オプションの有無)
- その他、農業経営単位(**AGR**)、果樹の収入保険や家畜の価格保険(LGM,LRP)

38

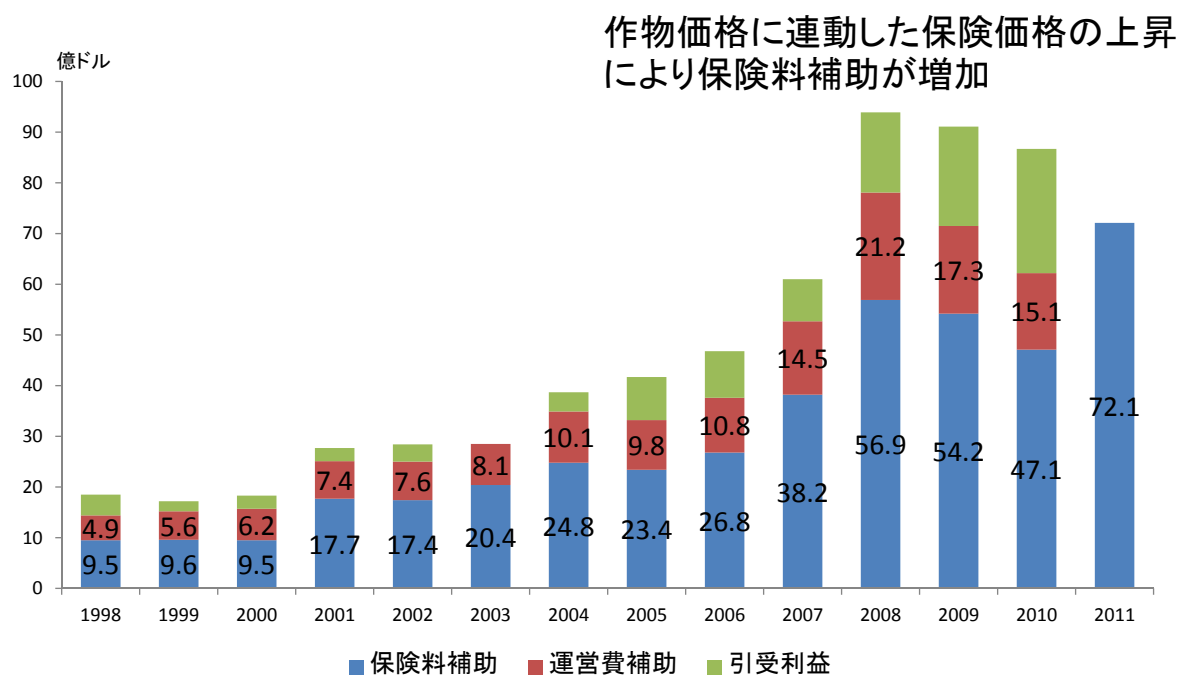
2-17 農業保険加入面積の推移



資料: USDA/RMA

39

2-18 農業保険関係予算の推移



資料: USDA/RMA, USDA/OMB

注. 保険料補助は作物年度、運営費補助・引受利益は会計年度

40

2-19 栄養・食料援助プログラムの概要①

- 子供や低所得の成人に対して、食料や食料購入手段の提供、栄養教育を行うため、USDAがプログラムを実施
- 1946年に全国学校昼食プログラム、フードスタンプ・プログラムが1964年に導入され、1970年代以降プログラムが拡大
- 2010年度には15の栄養・食料プログラムに対して948億ドルを支出(農業歳出の3分の2以上)
- 補完的栄養援助プログラム(SNAP)、全国学校昼食プログラム、女性・乳児・幼児のための特別補完的栄養プログラム(WIC)、子供・成人ケア食料プログラム及び学校朝食プログラムの5つで支出の95%を占める

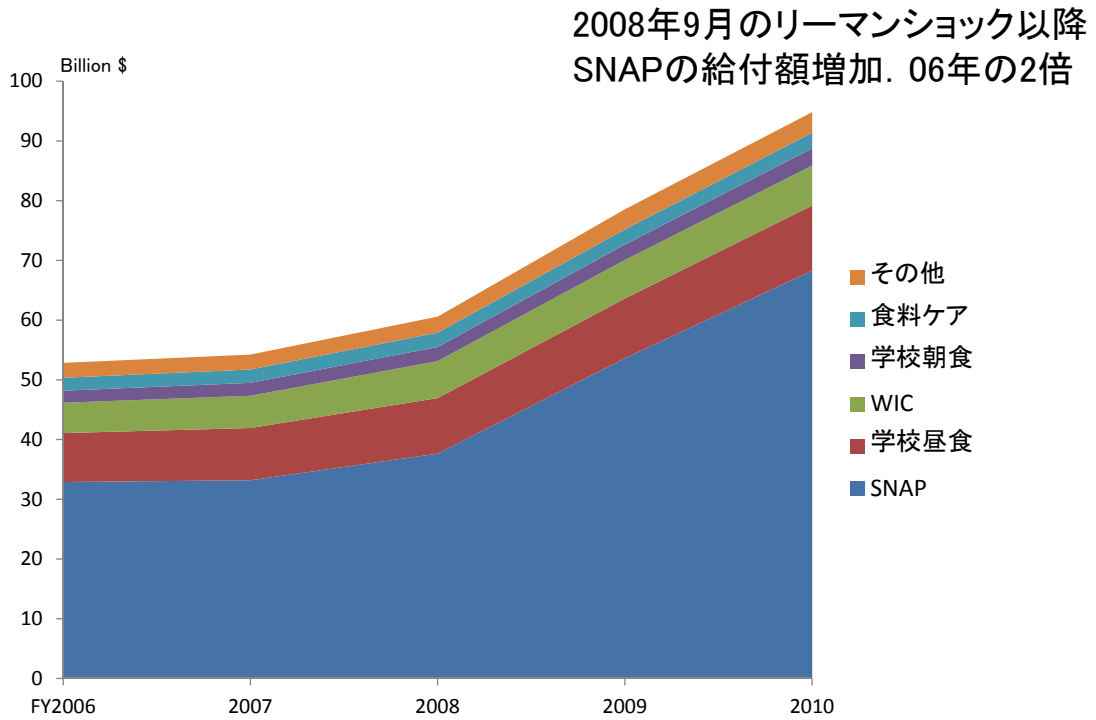
41

2-20 栄養・食料援助プログラムの概要②

- Supplemental Nutrition Assistance Program(SNAP)
 - 1964年創設されたフードスタンプ・プログラム。1974年に大幅拡大され、2008年農業法によりSNAPに名称変更
 - 低所得層の栄養状態改善のため、食料購入の給付金を支給(EBTカード)。全国17.1万店で食料の購入可能(2008年9月)
 - 用途は食料購入に限定。酒・タバコ・薬品・外食は対象外
 - 受給資格
 - ✓ 資産要件:預金残高が2千ドル以下
 - ✓ 所得要件:月額粗所得が貧困所得ガイドラインの130%以下
月額純所得が貧困所得ガイドラインの100%以下
 - 給付額は月額純所得に基づき計算された額。世帯員数に応じて給付上限額あり(例:4人家族で月額668ドル)
 - ✓ 1人当たり月額134ドル、世帯当たり月額290ドル(2010年度実績)

42

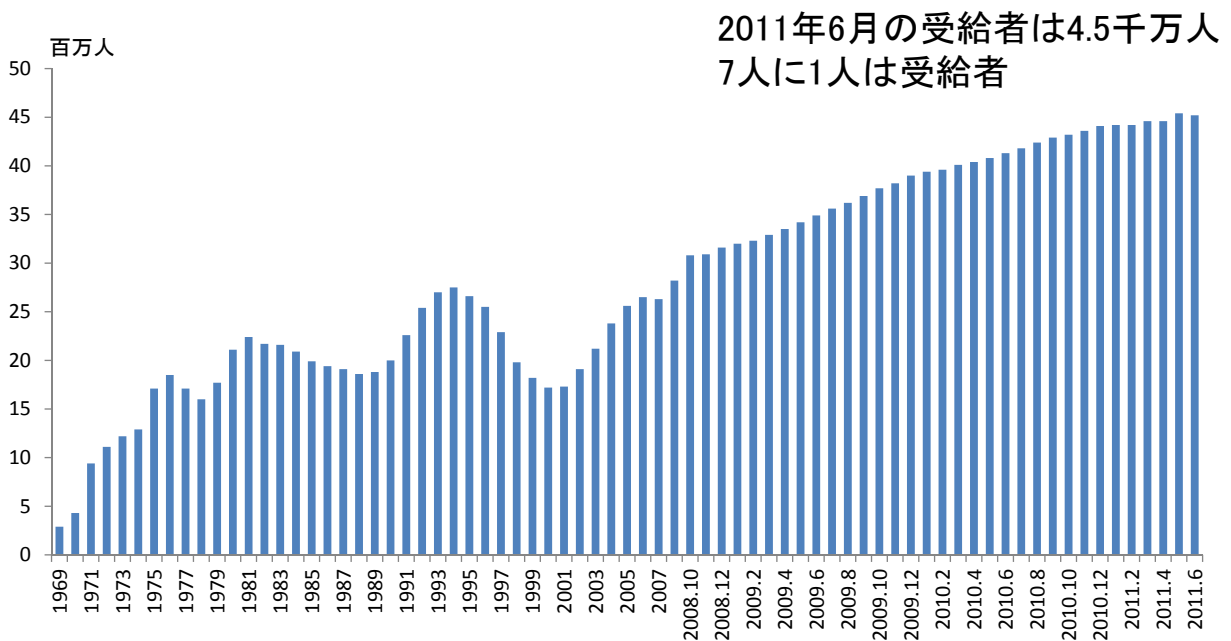
2-21 栄養関係プログラム予算の推移



資料: USDA/FNS

43

2-22 SNAP受給者の推移



44

2-23 環境・保全プログラムの概要①

- 環境・保全政策の導入
 - 耕地の拡大等による土壌流出、農薬の多用による地下水の汚染等により浮上した環境問題に対処するため、1985年農業法において土壌保全留保プログラム(CRP)等を導入
 - 1996年農業法で環境改善奨励プログラム(EQIP)、2002年農業法では保全セキュリティプログラム(CSP)を導入
- 実施されている保全プログラムの分類
 - 農地活用型(Working land) : EQIP、CSP
 - 農地休耕型(Land retirement) : CRP
 - 農用地保存プログラム : 農業利用のために土地利用権を購入
 - 保全技術援助

45

2-24 環境・保全政策の概要②

- 農地活用型(Working land)のプログラム
 - EQIP(Environmental Quality Incentives Program)
 - ✓ 自発的に土壌、水質、大気等に関する環境保全的農業を実施する者と契約を締結(1~10年間)
 - ✓ 奨励金と費用の75%を上限に支払い。任意の6年間の1戸当たり総受取額の上限は30万ドル
 - ✓ 支出額の60%を畜産農家に留保
 - CSP(Conservation Stewardship Program)
 - ✓ 土壌、水質、大気、エネルギー、動植物の生息地及びその他の保全と改善を推進する5年間の農業活動に係る技術支援及び費用負担を行う。受給上限額は5年間で20万ドル
 - ✓ 既に一定の保全活動を行っており、さらに1つ以上環境に配慮した保全活動を行う必要
 - ✓ 2008年農業法により、4年間で51百万エーカーの契約が可能

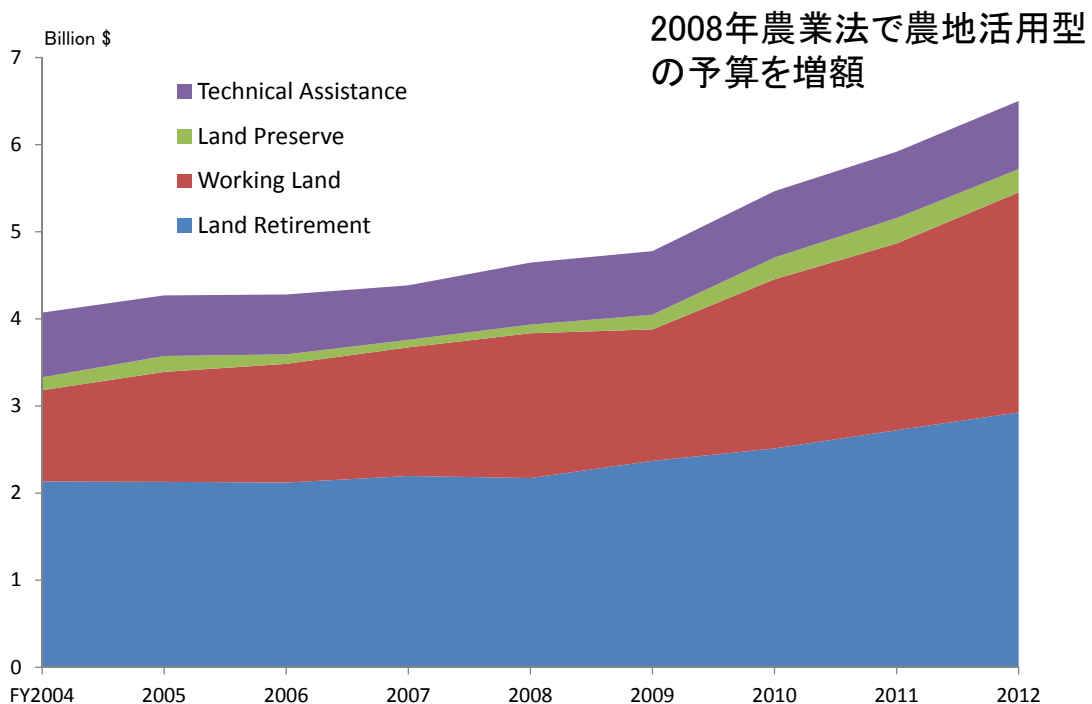
46

2-25 環境・保全政策の概要③

- 農地休耕型 (Land retirement) のプログラム
 - CRP (Conservation Reserve Program)
 - ✓ 土壌浸食を起こしやすい農地や、環境的に脆弱な農地の所有者と、10～15年間保全的に利用する旨の契約を結び、借地料の支払い、土壌保全経費の一部(50%以下)助成を行う制度
 - ✓ 2008年農業法により、**契約上限面積の縮減**(39.2百万エーカー→32百万エーカー)
- 各プログラムの採択・契約に当たっては、**申請書を審査し、指数による順位付け**等により契約の選抜して、コスト効率的で、保全効果が高いプログラム運営の確保を図っている

47

2-26 環境保全プログラム予算の推移



48

2-27 価格所得・経営安定プログラムの評価

	資源配分効率	変動緩和性 (Safety-Net)			備考
		低価格	変動	高価格	
直接支払い	○	△	△	×	地代の上昇 環境保全とのリンク
CCP	△	○	○	×	目標価格の根拠 環境保全とリンク
MLG/LDP	×	○	○	×	ローンレートの根拠 環境保全とリンク
ACRE	×	○	○	○	ベースリスク 制度のわかりやすさ
農業保険	△	○	○	○	高加入率 適正な保険料率

49

2-28 栄養・食料援助プログラムの評価

- 景気が低迷する中で、SNAPの受給者が増加。SNAPによりアメリカ国民の「**food security**」(経済的な理由等で食料の摂取が妨げられない状態)は向上しているとの研究はあるが、**栄養状態、特に肥満の防止**が図られているのか、十分な検証がなされているとはいえない。
- **SNAPの不正受給や対象外食品の購入**等の事例はマスコミで報道されているが、件数等公式に明らかにされていない。
- SNAPを利用できるRetail Storeの認定希望が大手の外食、食品会社でも増加している。
- WIC等で他省の事業との重複がある。

50

3. 2012年農業法をめぐる動き

51

3-1 農業法とは

- 農業法は、恒久法である1938年農業法と1949年農業法を修正する形で制定され、一定期間(最近では5, 6年)のアメリカの農業政策の全体的な方向を決めるもの
- 農業法はほとんどの農業政策分野を含む一括法(omnibus bill)方式により具体的なプログラムの内容や財源措置を規定
- 一括法方式によって、議会、大統領府、利害関係者が農業・食料政策に関わる課題をより包括的な形で解決すること、また、既存の独立法のうち現状に合わなくなったものや法律として独立法を制定できないものに対応することが可能
- 一括法のため、法案の内容に関連する利害関係の調整に時間を有することが多く、最近では法案の賛否が接戦になる傾向
- 2008年農業法の期限は、2012年9月30日

52

3-2 02年農業法と08年農業法の構成比較

章	2002年農業法	2008年農業法
I	Commodity Programs	Commodity Programs ◎
II	Conservation	Conservation ◎
III	Trade	Trade
IV	Nutrition Programs	Nutrition Program ◎
V	Credit	Credit
VI	Rural Development	Rural Development
VII	Research and Related Matters	Research
VIII	Forestry	Forestry
IX	Energy	Energy
X	Miscellaneous	Horticulture and Organic Agriculture
XI		Livestock
XII		Crop Insurance ◎
XIII		Commodity Futures
XIV		Miscellaneous
XV		Trade and Tax Provisions

53

3-3 農業法をめぐる状況の変化（政治面）

- 2010年11月の中間選挙により、下院は共和党が過半数を獲得し（上院は民主党が過半数を維持）、特に厳格な歳出削減を目指す Tea-party 支持の議員が躍進
- 両院の農業委員長が交代（2012年農業法は下院農業委員長が主導）
 - 下院：ピーターソン（民・ミネソタ）→ルーカス（共・オクラホマ）
ピーターソンは筆頭委員に
 - 上院：リンカーン（民・アーカンソー）→スタベナウ（民・ミシガン）
ロバート（共）が筆頭委員（1996年農業法・委員長）
- 下院農業委員会に多数の新人共和党委員が配置
- 下院の1/3は選挙区の農業者数が1500人未満

54

3-4 農業法をめぐる状況の変化(財政面)

- 8/2の連邦政府のデフォルト回避のため、2011年予算管理法(政府の債務法定上限の引上げ)が制定され、財政赤字削減のための超党派委員会(Supercommittee)が設置
 - Supercommitteeは、上院・下院から各6名(民主・共和各3名)の12名で構成
 - 財政赤字削減の手順
 - ✓ Step 1: 10年間で9170億ドルの歳出を削減
 - ✓ Step 2: Supercommitteeは、1.5兆ドルの歳出削減法案を11/23までに提出。両院は12/23までにyesかnoかの投票を実施
 - ✓ Step 3: 期限までにSupercommitteeが法案提出できない場合、または、議会が否決した場合、1.2兆ドルの一律歳出カットを実施(防衛費とそれ以外で6千億ドルずつ)
 - 歳出に関する両院の委員会は、Supercommitteeに対し、10/14までに、所管の歳出削減に関して勧告を提出できる

55

3-5 農業歳出の削減に関する提案

- 2010年12月、大統領が任命した超党派委員会の提案
 - 10年間で100億ドル+50億ドル(SURE等のための資金)を削減。対象は、直接支払い、環境保全等
- 2011年2月の大統領府の2012年度予算案
 - 高所得者への直接支払いの減額により10年間で25億ドルを削減
- 4月、下院が予算決議を可決(上院は拒否)
 - 10年間で300億ドルを直接支払い、農業保険の見直しにより削減するとともに、環境保全等で200億ドルを削減
 - SNAPをブロック補助金化することにより、10年間で1270億ドル削減
- 6月、下院が2012年度農業歳出法案を可決
 - WIC、食品安全、海外援助、ブラジルへの綿花関連支払い等を削減
- 9月7日、上院歳出委員会が2012年度農業歳出法案を可決
 - 環境保全、WIC、食品安全等を削減

56

3-6 農業法起草に向けての議会の動き①

- 下院農業委員会
 - 4月21日からAudit hearingを11回実施(政策の効果の検証)
 - ルーカス委員長
 - ✓ 基本的には、農業法は来年起草すべき(就任当初は、来年になれば財政状況が変化する可能性もありうると期待)
 - ✓ Supercommitteeの提案次第では今年起草する必要も意識。一律カットは望ましくないとの見解
 - ピーターソン筆頭委員
 - ✓ 委員長在任中、2011年の起草を意図(財政悪化を懸念し先取り)
 - ✓ 酪農プログラムの改革に意欲(マージン保険の創設等)
 - ✓ Supercommitteeの提案が失敗し一律カットとなった方が農業歳出のカットは小さくなると予想(農業だけ狙い撃ちされない、一律カットではSNAP、CRP等は除外)

57

3-7 農業法起草に向けての議会の動き②

- 上院農業委員会
 - 5月26日からhearingを7回実施
 - スタベナウ委員長
 - ✓ 2011年に起草することを意図
 - ✓ 下院共和党の農業歳出削減提案(4月の予算決議)を厳しく批判
 - ✓ セーフティネットへの関心は高く、園芸・organicへの拡大も意図

58

3-8 中間選挙前の農業法をめぐる議論

- 最大の関心事項は、厳しい予算制約の下で「どのようなセーフティネットを構築するのか」。農業保険とACREが議論の中心
- セーフティネットをめぐる議論には地域差
 - 南部では、CCPやマーケティングローンの変動緩和機能、面積当たりの支給額が大きい直接支払いを評価
 - とうもろこし、大豆、小麦地帯では、「収入という切り口」のACREの収入変動緩和機能を評価する声もあるが、countyベースへの支払基準の変更や制度の複雑さの改善を求める声強い
- 行政府の関心は、栄養プログラム、地域開発等にあり、経営安定対策には極めて冷淡(2010年度及び11年度予算で歳出カットを提案)
- マスコミ、環境保護団体は、経営安定対策を批判(無駄遣い、生産刺激による環境負荷等)

59

3-9 最近の農業法をめぐる議論①

- 農業歳出に対する削減圧力が強い中で、セーフティネットの維持が最優先課題
 - 農産物価格がいつまでも高水準を維持できるかについて、農業関係者は懐疑的(1996年農業法の苦い経験)
 - 価格に関係なく支払う直接支払いを擁護する理由が見当たらない状況(弱い理由として、WTO整合性)にあり、南部でさえも、直接支払いをあきらめるムード
- 農業保険を最も優先順位が高いセーフティネットとして支持
 - 今年は、洪水、干ばつ、異常高温等災害が相次ぎ、農業保険の役割が再認識(作付け不能支払いによる素早い対応)
 - 農業保険は2008年農業法で数十億ドル削減、さらに、2010年度に60億ドル(10年間)削減し、うち40億ドルを赤字補てんに拠出
 - 農業保険については、資金借り入れの担保として評価

60

3-10 最近の農業法をめぐる議論②

■ 環境保全プログラム

- 農産物需給がタイトな状況で、保全管理のため休耕させることに補助金を支払うことへの疑問がある一方で、環境保護団体は環境維持に懸念
- 直接支払い、CCP、マーケティングローンの申請者は、**クロスコンプライアンスの義務**が課せられており、これらのプログラムの削減が環境保全活動の弱体化につながることを懸念する動きがある(例:アイオワ・ファームビューロー)

61

3-11 新たなセーフティネットの提案①

■ NCGA(全国とうもろこし生産者協会)による

ADAP(Agriculture Disaster Assistance Program)の提案

- ACREの欠点修正を意図した収入ベースの対策
- 収入保証額 = $0.95 \times$ 基準収入額
 - ✓ 基準収入額は、CRD収量 \times 収穫時先物価格の過去5中3年平均
 - ✓ CRD(Crop Reporting District)はNASSの収穫量調査の単位で複数のcountyを含むもの
- CRDベースの収入損失があり、かつ、農業者ベースの収入損失がある場合に、ADAP支払いを実施
- 支払額は
$$\text{CRDベースの支払単価} \times \text{作付面積} \times \text{個人単収} \div \text{CRD単収}$$
- 支払額は、個人の**収入保証額の10%が上限**(農業保険との重複を避けることを意図)
- シミュレーションの結果、現在の直接支払い+CCPよりも30%支払額が減少

62

3-12 新たなセーフティネットの提案②

- NCC(全国綿花協議会)による地域単位の収入保険の提案
 - 歳出削減の中で直接支払いの削減が必至であること、綿花に関してCCPがWTOでブラジル等にチャレンジされるおそれがあり、新たなセーフティネットを構築する必要
 - 現行のGRIPに類似した地域単位の収入保険を、従来の農業保険の実施体制の下で、個人ベースの農業保険に上乗せ
 - 収入の10~20%の減少に対応することを意図
- アイオワ・ファームビューローによる農業保険とクロスコンプライアンスの関連づけの検討について
 - 直接支払い等はクロスコンプライアンスが条件になっており、直接支払いが廃止された場合に、環境保全が確保できなくなるおそれ
 - 農業保険をクロスコンプライアンスと関連づけてはどうか(一旦は組織内で行為形成されたが、その後、合意取り消し)

63

むすびに代えて

- 2011年9月19日、オバマ大統領から、10年間で4兆ドルの財政赤字削減案の提示
 - 農業関係では、直接支払いの廃止(300億ドル)、農業保険の歳出削減(83億ドル)、環境保全の歳出削減(20億ドル)
 - Supercommitteeの財政赤字削減の提案への影響
- 2012年秋の大統領選挙と歳出削減

64